

年金の繰り下げ受給 ホントにお得?

「65歳以降も働き続けると年金がカットされる」「それなら、受け取りを遅らせる繰り下げで、受給額が増やせる」「これは一石二鳥」と考えている人はいませんか。

年金の繰り下げとは、65歳から受給できる老齢年金(国民年金や厚生年金)を66歳以降1カ月単位で遅らせて受給する制度です。繰り下げは65歳に受け取る年金額を100%とすると、1カ月遅らせるごとに0.7%増額されます。70歳まで可能で、最大5年分の42%が増額となります。

例えば65歳から年額で「老齢厚生年金120万円、経過的加算3万円、老齢基礎年金75万円」、つまり年金合計198万円もらえる人の場合。70歳まで国民年金も厚生年金も繰り下げると、老齢厚生年金170.4万円、経過的加算4.26万円、老齢基礎年金106.5万円で、年額は合計281.16万円になるといった具合です。

繰り下げを利用すると、当然ですが、繰り下げた期間、年金は支給されません。ソントクを考えるなら、総額も考慮してはいけません。

次に年金のカットについて。正式には「在職老齢年金」と言います。在職老齢年金は、「厚生年金に加入して働く人」が厚生年金を受給する場合、給料(毎月の給与と前1年間の賞与を月額にする)によって年金が減額される制度です。年金月額と給料の合計

繰り下げ受給

66歳以降繰り下げすると...

100% + (0.7% × 65歳からの月数分)で **増額**

在職老齢年金

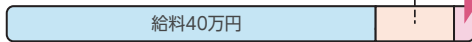
年金月額と給料(総報酬月額相当額)との合計額が47万円以下

はい → 支給調整はない

いいえ → (基本月額+給料-47万円) ÷ 2 **減額**

給料の額で年金が減額される

年金8.5万円... 1.5万円のカット



が47万円以下ならカットなし、47万円を超えると超えた額の半分が年金からカットされます。国民年金・経過的加算の額は、カットの対象にはなりません。

例えば、給料が月額40万円、厚生年金が月額10万円相当(年額120万円)なら、(40万円+10万円-47万円)÷2=1.5万円(年額で18万円)がカットされ、もらえる年金の受給額は、月額8.5万円(年額102万円)です。

「カットされるなら繰り下げした方がいいのでは?」と考えるかもしれませんが、ここで注意したいのは、年金は受給しなくても、カットされているとみなされることです。上の例の場合、1カ月繰り下げしても、10万円が0.7%増額されるのではなく、8.5万円が0.7%増額されるにとどまります。

在職老齢年金や繰り下げ受給は今後、さらに複雑になり、年金受給の選択はますます難しくなりそうです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00